

第 8 7 1 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 7 年 9 月 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長,
鈴木教職員課長, 桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
猪股施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,
三浦参事兼生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 6 9 回及び第 8 7 0 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 7 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

7 議事

第 1 号議案 教育功績者表彰について

第 2 号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第 3 号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

第 4 号議案 退職手当の支給制限処分について

第 5 号議案 職員の人事について

委 員 長 6 専決処分報告 (2) 及び 7 議事の各号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする第 5 号議案については, 本日速やかに処理する必要があるので, 先に第 5 号議案を審議することとし, 残る案件は, 1 0 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) いじめ問題への取組等の徹底について

(説明者：義務教育課長)

いじめ問題への取組等の徹底について、御報告申し上げます。

資料は1ページから5ページである。

県教育委員会では、いじめ根絶に向けて8月10日に教育委員にも出席いただき「みやぎ小学生いじめ問題を考えるフォーラム」を開催したところである。

そのような中で、8月21日に仙台市教育委員会から、昨年度、いじめにより市立中学校の1年生が自死していたという事実が公表された。

御遺族の心情に寄り添った対応をしてきたということで、県教育委員会がその情報を得たのは公表の直前であり、その事実を踏まえた対応ができていなかったところである。

今回、このような重大事案が本県において発生していたという事実を重く受け止め、8月10日のフォーラムの内容も勘案しながら、今回、改めて県内の小・中学校で、いじめ根絶に向けた取組を徹底するよう促したところである。

なお、仙台市教育委員会からは、公表以降、電話による状況説明があり、9月4日には仙台市の大越教育長らが来庁し、改めて状況の説明をいただくとともに、いじめ根絶に向けて今後も連携して取り組んでいくことを確認したところである。

詳細については、義務教育課長より御説明申し上げます。

(説明者：義務教育課長)

引き続き、御説明申し上げます。資料1ページを御覧願いたい。

はじめに、仙台市教育委員会が平成27年8月21日に公表したいじめ事案の概要について、御説明申し上げます。

この事案は、平成26年度に発生したものであり、当時、中学校1年生だった男子生徒が、同学年の生徒からいじめを受けた後に自死を図り、数日後に病院で死亡したものである。

仙台市教育委員会では、この事案を受け、平成26年11月25日、仙台市いじめ問題専門委員会に対して、自死に至るまでの事実関係の調査及び自死の原因と背景、いじめとの関連性の分析、学校及び教育委員会による対応の検証、再発防止に向けた提言の4点について諮問した。

諮問を受けた仙台市いじめ問題専門委員会は、平成27年6月23日に、仙台市教育委員会へ答申を行った。答申では、この事案が「継続性のあるからかい等の行為と関連があった」とするとともに、「対応方針を事前に保護者と協議・説明せず、対応後も注意深く経過を見守るという措置をとらなかった」こと、「学年としての協働性に欠けていた」こと等について、問題点があったことを指摘している。

仙台市教育委員会は、答申を被害生徒の保護者に説明し謝罪するとともに、一部公表について保護者より了解を得て、8月21日に事実関係の公表に至ったものである。

なお、仙台市教育委員会は、公表以降、全学校に対して再発防止策に取り組むよう通知するとともに、翌22日には、臨時の市立学校長会を開催し、解決済みとしたいじめ事案のその後の確認や、いじめを生まない環境づくりと未然防止の推進等について、改めて指示している。

続いて、県教育委員会のいじめ問題への対応について、御説明申し上げます。

事案の公表は金曜日であり、県教育委員会には、その直前に仙台市教育委員会より情報提供があった。

これを受けて、週明けの月曜日に改めて通知を発出した。その通知には、8月10日に開催した「みやぎ小学生いじめ問題を考えるフォーラム」において呼び掛けた教育委員長のメッセージ、そして知事からのメッセージも併せて送り、学校を通じて保護者にも配布し、家庭においてもいじめの問題をしっかりと考えるよう、市町村教育委員会に働き掛けている。

改めて、各市町村教育委員会に徹底を働き掛けた内容は、資料1ページの「2 県教育委員会のいじめ問題への対応について」の3つ目の○にまとめた6点である。

1点目は、全ての小・中学校において既に作成されている「学校いじめ防止基本方針」の内容と、それに

基づく組織的な対応について点検・確認することと、児童生徒をいじめに向かわせない学校づくりに、全教職員で取り組むことである。

2点目は、全ての児童生徒の心身の状態や人間関係について、その把握と見守りを、組織として迅速、かつ、きめ細やかに行うことである。

3点目は、中1不登校に見られるように、上級学校への進学に伴い学校不適応を起こす児童生徒が多いことから、情報を校種間で確実に引き継ぐことと、上級学校においては、相談しやすい環境づくりに努めることである。

4点目は、問題への対応に当たっては、保護者や市町村教育委員会はもとより、関係機関と緊密に連携し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては毅然と指導することである。

5点目は、いじめ問題が教職員等の目につきにくいところで継続する可能性もあることから、解決したと見られる事案でも、十分注意を払い、継続して必要な指導を行うこととである。

6点目は、児童生徒に社会性や規範意識、思いやり等の心を育むとともに、「自分がされて嫌なことは、他人にしないこと」を、全ての教室・学校で指導することである。

これらのことについて、通知を発出した翌日の8月25日から27日の3日間をかけて、義務教育課の指導主事が、仙台市を除く市町村教育委員会を直接訪問し、改めて通知の趣旨を説明するとともに、各学校へ速やかに徹底を促すよう、働き掛けたところである。

県教育委員会と仙台市教育委員会をはじめとする県内全ての市町村教育委員会、学校現場においても、今回の事案を極めて深刻に受け止めており、児童生徒の大切な命を預かっている学校において、このようなことが二度と起きないように、教育委員会と学校現場が一体となって、いじめ根絶に向けて取り組んでまいらる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

奈 須 野 委 員

今回、仙台市でこうした事件が起きたことは、非常に残念である。

いじめ防止対策推進法では、現場でいじめや重大な事案が発生した場合は、設置者に報告することとされているため、仙台市教委に報告が行われた。そのため、仙台市教委から県教委への報告が遅れたのだと思う。

例えば、仙台市以外の市町村の学校でいじめが起きて、保護者や被害者との関係を考慮した結果、県には報告しないと地教委で判断した場合、我々教育委員も知ることができない。一人でも多くの被害者を出さないという考えから、いち早く県教委への報告も行うよう、基本方針や通知文などに入れることはできないのか。

義 務 教 育 課 長

仙台市は政令指定都市という事で、他の市町村とは若干状況が異なる。

県が所管している他の市町村については、日頃から問題行動と重大事態等についての月例報告の提出を求めている。各市町村や各学校のいじめ防止基本方針の中に、県教委への報告を明文化しているかは把握していないが、日頃の月例報告や重大事案での連絡などにより連携は取れていると考えている。実際に重大事案が発生した際には、教育事務所や県庁内の指導主事を直接学校に派遣するなどの支援を行っている。

奈 須 野 委 員

通常、学校現場で起きている事は、まずは学校内で解決しようと考えたいと思う。いじめの加害者と被害者の両者にいじめを止めるよう話をするなど、校長先生をはじめ色々な方が指導しながら、それを学校内で収めていこうという動きをすると思う。

しかし、全国的に見ると、学校で情報を止めてしまい事件が大きくなっている部分が多いと思う。たとえ小さい事案であっても、学校がいじめにあたりと判断をした段階で、教育委員会や第三者機関の警察などに報告するなど、迅速な対応が必要である。

いじめの問題に関しては、我々教育委員会も一生懸命取り組んでいるが、いじめは絶対に起こさせない、いじめをゼロにするというのを念頭に、学校現場と教育委員会、第三者機関が連携を密にして、子どもたちを守っていかなければならないと思う。

教 育 長

委員からの御指摘のあったことについては、全くそのとおりであると認識している。一方においては、小中学校の設置者の責任において、学校に対して指導助言するとい

う部分があるので、県教育委員会としては各市町村教育委員会と連携を密にして、それぞれでの取り組みを支援していくという基本的な立場をとっている。

市町村の小中学校に対しては、これまでも教育事務所がいろいろな形で助言等に当たっているが、そうした機能をさらに強化できないか、県としてもいじめ問題は、不登校の問題と同様に大変大きな課題であるので、直接的な支援やこれまでとは少し違う一歩踏み込んだアドバイスができるよう、今後検討してまいりたいと考えている。

遠藤委員

福祉関係では、1つの法人の中に苦情処理委員会というものを設置している。1法人の中にいくつかの施設がある場合でも、外部の第三者や施設職員、行政関係以外の人に依頼して、苦情処理委員会というものを設置している。

施設には、直接言いにくい事が苦情処理委員会に寄せられるという事である。5年に1回位は、苦情処理委員会から施設長が指導を受けるという事もある。

このような組織を学校組織の中で考えた場合、どのような連絡先や相談先があるかを考えていたところであるが、説明があったように、設置者としての市町村教育委員会や教育事務所が中心になると思われる。しかし、そうした公的機関ではなく、非公式な機関で学校と家庭の間に入って、話を聞いてもらえるような機関があると、また違うと思うがどのように考えるか。

教育長

県教育委員会では様々な相談窓口を総合教育センターに用意しており、相談の電話番号等をカードにして生徒に配付し、相談事があるときはするよう指導している。

さらには、知事に対して直接質問や意見を文書で出すという仕組みも有り、教育に関する御意見が知事の部屋に届いた際には、教育委員会に送付されて、改善すべき所は改善するという仕組みもある。

これまでの仕組みだけで十分であるかといえば、さらに工夫改善すべき点もあるかと思うので、学校と家庭、児童生徒をさらに繋ぐ役割を果たすようなものがないか、検討してまいりたいと思う。

佐竹委員

資料2ページ。県教委で発出した文書の4に「被害者児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒及び保護者に対して指導すること」という部分がある。これまでいじめは、自分の子どもも体験してきたし、そうした相談も数多く受けている所である。

「教育的配慮の下」という部分がどういったものか具体的には良く分からないが、少しだけ面白がって行っているという場合はどうなのか。いじめが始まって、どんどんエスカレートしていくという場合には、いじめる側のメンタル的な面も非常に大きく関係しているという事を理解している。

例えば、小学校の時にいじめをしていた人が、教師や親から「悪いことだからやめなさい」と注意されていて、大きくなってきた時に、だんだん被害者のようになってくるというケースも見られる。

加害児童にもスクールカウンセラーなどに行き、いじめを始める原因となったことにきちんと向き合っていくと、将来に繋がっていくと思う。

上から押さえつけて、悪いことだと言うだけではなく、加害児童の心の中でくすぶっている不満や、ストレスなどをきちんと理解しないまま、一方的に押さえつけるだけでは根本的な解決には繋がらない。いじめは、加害者が悪いことは明白であるが、そこには子どもの心の中の葛藤や、家族の虐待など色々な要因があったりするので、加害児童にはきちんとカウンセリングを受けるよう、義務づけても良いと思う。

加害児童と保護者に対しては、適切な指導が必要なのではないかなと思う。その子に対する適切な指導がないと、立ち直ることができなくなってしまう。悪い事をしたから将来がないということではないので、そういう所も配慮していく必要があると思う。

心の傷は浅い方が早く直るので、カウンセラーにきちんと話を聞いてもらい、どのよ

うにしていったら良いか、先生だけではなくいろいろな媒体を通じてケアしていくことが必要であると思う。加害者がいなければ被害者も出てこない。そういう事をすれば良いといつも思っているの、そうした部分呼びかけていただきたい。

教 育 長

そうした意味でここに加害児童に対する指導という事で記載したところである。「教育的配慮」という抽象的な文言としたため、理解しやすさからするともう少し工夫が必要であったかと、委員からの御意見を伺って感じたところである。

我々としても加害者を生まない学校づくりという事にポイントを絞っている。これまでは、被害児童生徒の保護を最優先にして、加害児童生徒に対しては厳格に毅然とした対応をとっていた部分があるが、加害児童生徒の心情にも、指導する側が十分理解をした上で、毅然とした対応をすることは必要である。場合によっては、警察にも介入してもらい、当面の状態を改善することも必要であるが、その後は、特に加害児童生徒への長期的な観察と指導助言がなければ、こうしたいじめ問題は加害児童生徒が、今度は被害者になるという事も十分考えられる。そうした点からも、加害児童生徒をつくらぬような取り組みが、これから特に重要であると考えている。

今後、そうした点を学校現場に十分浸透するよう取り組みを進めてまいりたい。

佐 竹 委 員

子どもの気持ちをよく聞いてあげると、小学校などでは親からいろいろ言われて、心の中に抱え込んでいたりする。それでも周りには言えないので、先生や親から怒られるという感覚だけでは、自分自身のフラストレーションを、どこに向けたら良いのか分からなく迷子になってしまうので、教育長から説明があったように、加害児童を生まない取り組みを進めるためにも、加害児童に対してもきちんと向き合っていくという事が、本県のいじめの対策として重要なのではないかと思いますので、是非、そうした取り組みを進めていただきたい。

義 務 教 育 課 長

被害児童生徒はもとより、加害児童生徒の心情にも配慮した対応をしていくという事では、今回の仙台市の事案では、仙台市いじめ問題専門委員会から学校の対応に対して、6つの問題点が指摘されている。その中で、スクールカウンセラーや養護教諭等を活用した、多面的な教育相談を日常的に実施していなかったという指摘もあるので、そういう体制も充実させながら、被害者、加害者どちらの生徒にも対応してまいりたい。

佐 竹 委 員

私はいじめを受けた子の親として、そうした対応をとって欲しかった。そうすれば、すごく苦しまずに、いじめも早く解決したのではないかと思います。

いじめる側も、心の中に傷を負っていくこととなる。それが蓄積されて年を重ねてから、色々な弊害が出てくることもあると思うので、被害者、加害者双方に向き合った対応を進めていただきたい。

伊 藤 委 員

いじめ問題は軽微なうちに、大きくならぬうちに気づいて対応する事が一番大切であり、いじめに気づいた時に、きちんと学校側で対応できる体制づくりが重要であると思う。

外部の第三者も含めたいろいろな方々に参画していただき、複数でその問題を真摯にとらえ、最初の段階で対応する事が、大きな事件を未然に防ぐことに繋がっていくと思うので、いじめを大きくしないためには、いかにみんなで一体となった対応ができるかにかかっていると思う。

学校現場が最前線となるので、学校長の指導のもと先生方も気づいたら、こうした対応をするのが一番である共通認識を持ち、どんな些細な事でもきちんと見逃さないような体制づくりができるよう、御指導いただきたい。

佐 竹 委 員

もう1点。いじめや言葉の暴力で悩んでいた中学校の生徒から、すれ違いざまに「死ぬ」と言われるがどうしたら良いかとの相談を受けたことがある。全校生徒の前で私が話をさせていただく機会があり、生徒達に話をしたところ、それからは同様のことは無くなったということがある。

先生方だけではなく第三者からの話しを聞く機会を持つということは、子ども達にとってはとても新鮮であり受け入れやすいと思う。先生方からでは、教育として上から言われているという感じを受けると思うので、そうしたものを組み込むことで、子ども達はすんなりと自分の事として、他人の事も気遣えるという面もあるので、そうした取り組みを奨励しても良いのではないかと思う。

義務教育課長

委員御指摘のとおり、第三者からいじめについての話しを聞くということは、非常に効果的であると思う。話しとまではいかないが、先月開催した「いじめフォーラム」の中で、AKB48の岩田華怜さんや、フィギアスケートの羽生結弦選手から、いじめに対する長めのメッセージをいただいたので、それを各学校にDVDとして配付し活用していただくよう指導している所である。

佐竹委員

学校の枠の中だけではなく、みんなが見守っているという事を伝え、みんなで意識向上を図るなどの、そうした取り組みは非常に大事であると思うので、是非とも続けていただきたいと思う。

10 専決処分報告

(1) 第353回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：総務課長)

第353回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は1ページから4ページである。

資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年8月24日付けで知事から意見を求められたので、はじめに、その内容について御説明申し上げます。

「予算議案」について、資料3ページの「第353回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」については、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として970万円を増額計上しようとするものである。

次に、「2 事業の概要」について、高等学校学力向上推進事業は、大学等との連携による科学研究実践活動を通じて、教員の科学研究指導力の向上を図りながら、優れた人材を育成しようとするものである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」のうち条例議案であるが、議第234号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、宮城県立支援学校女川高等学園を設置しようとするもの及び東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を平成28年度まで延長しようとするものである。

次に、条例外議案であるが、議第244号議案及び議第245号議案「工事請負契約の締結について」は、宮城県名取高等学校校舎改築工事(その1)及び(その2)の2件の工事請負契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月26日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし

(3) 平成28年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

(説明者：特別支援教育室長)

平成28年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、御報告申し上げます。

資料は6ページから12ページである。

平成28年度に特別支援学校で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書については、文部科学省の通知、及び6月の本委員会に御報告申し上げた、図書の記述内容や表現・体裁

等に係る採択基準に基づき、各特別支援学校において、教育委員会で作成した選定資料を参考として、候補となる図書の選定を行った。

また今年度は、中学校用検定済教科書の採択の年に当たっているため、中学部用検定済教科書も各特別支援学校において選定を行いました。

その後、県教育委員会において、各学校から示された候補となる教科用図書を集約し、大学教授や各障害種の特別支援学校長で構成された検討会議における議論を経て、今般、7ページから10ページに記載のとおり、平成28年度に使用する教科用図書の採択一覧としてまとめたものである。

これらについては、いずれも各特別支援学校において、児童生徒の障害の実態等に応じた指導を進めるために適切なものと認められることから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、8月31日に専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、今年度の一般図書の採択では、数年来審議委員会等でも必要性が話題となっていた性に関する図書を新たに加え、小学部用が69点、中学部用が37点、高等部用が27点の計133点となっている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

遠藤委員 資料7ページ。図書の内容ではないが、小学部の27番の「生活」は太字となっているが今年新しく出版されたものか。発行者である合同出版には、タイトルの付け方を検討するよう伝えてほしい。親の立場であれば良いかもしれないが、この教科用図書を受け取った子どもがこれを見て傷つくのではないかと思う。

佐竹委員 私も同意見である。親としても少しショックであると思う。わざわざそれを知らしめられるようであると思った。

親も一緒に見られる本として、教科用図書と甘んじることなく、これに関しては親子で見えていただきたいという注釈を入れて、親子で一緒に性への向き合い方を共有できるようなアドバイスをしていただきたい。親がきちんと理解していないと、健常者もそうであるが、特に少し発達の遅れがある子ども達の場合、理解が難しいかもしれないので、家族と一緒に理解していただき、きちんと指導し、向き合い、守っていけるように、一緒に勉強できるよう、必ずこれを読んでいただけるよう、話していただきたいと思う。

特別支援教育室長 この本を調査する際、いくつかの支援学校の校長先生に相談をしている。これまでは、「イラスト版体のしくみ」と「10歳からの性教育」の2冊とも良い本であるという事で紹介していたが、今回の教科用図書の採択にあたっては、子どもだけではなく保護者と一緒に取り組むべき問題であると、校長先生から御指摘をいただいた。学校としても、保護者と一緒に子どもの性の問題について考えていきたいという事で、新たに追加した教科用図書である。

佐竹委員 保護者にアプローチするための教科用図書ということか。

特別支援教育室長 そうした意図もあって追加させていただいたが、この教科書をそのまま知的障害の子ども達に配付して学習するというよりは、内容を精査して上手く加工した形で指導にあたりたいと考えている。授業を行いながら保護者にも見ていただき、学校だけではなく家庭でも勉強し指導していただきたいという意味で、今回、教科用図書としてこの中に入れさせていただいたという経緯である。

佐竹委員 非常に大事な部分であると思うので、例えば、授業で習ったところをプリントなどで配付し、必ず家庭で見てもらい子どもと同じ目線で勉強していただきたい。そのように向き合っていくことが大事であると思うので、是非ともお願いします。

教育長 教科用図書の採択としては、適切であるという判断をしたところである、委員から御指摘があったように、教科書は指導する側が使いやすければ良いという事ではないので、学ぶ側、子どもを預けている保護者の側で、教科書について趣旨も含めて理解をしていただく事が必要であると考えている。

今回、採択はこの教科書を含めて行うが、実際の授業での使用方法については、特に

保護者の理解を得た上で、円滑に教材として活用できるよう、学校に対していただいた御意見を踏まえて指導してまいりたいと考えている。

(4) 平成28年度使用県立高等学校等教科用図書採択について

(説明者：教育長)

平成28年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

資料は13ページと、別冊資料2冊である。

県教育委員会では、これまでに、教科書の採択に係る「基本方針」、「採択基準」等について、決定後、各学校に通知し、併せて、各学校の担当者を集めての説明会等を開催したほか、庁内に、各教科の担当指導主事や有識者からなる審査委員会を設置し、教科書目録に掲載されているすべての教科書について調査研究を行ってきた。

また、この間、各高等学校等においても、学校ごとに、校内に「選定調査委員会」を設置し、県で定めた「基本方針」等に基づいて、「教科書目録」に掲載されている教科書について調査研究を行い、各校ごとに「採択希望書」としてまとめたほか、この報告書の内容についても、県の「審査委員会」において審査を行った。

これらの報告書や、審査結果を踏まえながら、各高等学校の実情等を考慮し、別冊資料1の「平成28年度使用県立高等学校及び特別支援学校高等部学校別教科書一覧」のとおり、教科書を採択することとした。

このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、9月1日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、各校の希望や審査委員会における審査については、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

各校の希望及び「各県立学校の教科書採択に係る審査委員会」の審査結果について御説明申し上げます。

はじめに、各県立高等学校及び特別支援学校高等部からは、校内における教科書の調査・研究の結果に基づき、「採択希望書」が提出されている。

各学校においては、各教科・科目の教科書の選定に際し、「生徒の多様な能力に対応でき、学習意欲を高めたり、また、自主的に学習に取り組める工夫がなされている」「言語活動を重視し、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動が展開しやすい」「資料が充実しており、基礎基本から発展的な学習までバランス良く取り組める」等の評価がなされているところである。

これらの「採択希望書」について審査委員会で審査した結果、「採択希望書」については、各々の教育目標や生徒の実情に即した教科書を希望しており、いずれの希望も妥当であると判断されたところである。

審査結果については、以上のとおりである。

なお、別冊資料1は、採択した教科書を学校別に整理した一覧である。

1ページから32ページが高等学校分、33ページから35ページが特別支援学校高等部のうち、高等学校に準ずる教育を行っている4校分が掲載されている。

別冊資料2は、別冊資料1を発行者別に整理した一覧である。併せて御覧願いたい。

今後も教科書の採択権者として、教育委員会がその責任において、教科書採択が公正かつ適正に実施されるよう努めてまいる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

別冊資料1の1ページ。例えば、角田高校の古典Bを見ると、東書、東書、第一と複数の発行者が記載されている。また、数学も同様に複数の発行者が記載されている学校がある。2者、3者の記載があるというのは、どのようなことか伺いたい。また、発行者名の後の「301」などの数字は教科書番号という理解で良いか伺いたい。

高 校 教 育 課 長

数研というのは数研出版という意味である。後ろの「315」など3桁の数字は、教科書の番号になる。同一出版社から複数の教科書が出ている場合は、全て通しナンバーで番号が打たれているものである。

御質問いただいた点については、1つの欄に複数の出版者、教科書の記載ある例としては3つのパターンに分けられる。

1つ目は、国語総合や古典のように1つの教科書が分冊となっている場合である。例えば、国語総合は現代文と古典が初めから合本というか1冊の本に入っている場合は、1つの番号となるが、それぞれ分冊になっている場合や、古典であれば古文と漢文がそれぞれ分冊になっている場合、それぞれが1冊の教科書として302、303と付されている。

2つ目は、学年によって採択している教科書が違う場合である。1年生はこちらの教科書であるが、2年生は別な教科書を使っている。

3つ目は、塩釜高校などのように、同じ学校でも普通科と商業科では、別の教科書を使用するという場合である。

多くはその3つのパターンがあるため、1つの欄に複数の教科書の記載がある。しかし、この表の中ではそうした部分が見えてこないのが、非常に分かりにくい表となっている。

佐竹委員 教科によって分冊となっているものや、学年や学科によって異なる教科書を使用するという理解でよいか。

高校教育課長 そのとおりである。

1.1 課長等報告

(1) 平成27年度全国学力・学習状況調査結果について

(説明者：義務教育課長)

平成27年度全国学力・学習状況調査結果について、御報告申し上げます。

資料は、別冊「宮城県の調査結果報告」となります。

1ページを御覧願いたい。

「1調査の目的」から「5参加状況」については、記載のとおりである。

2ページを御覧願いたい。

「6 調査結果の概況」「(1) 平成19年度から27年度までの教科に関する調査結果一覧」であるが、今年度までの8回の調査結果について、小・中学校ごと、教科ごとに「知識に関するA問題」と「活用に関するB問題」に分けて記載しており、各項目において、本県と全国との平均正答率の比較をしている。

3ページを御覧願いたい。「(2) 教科に関する調査の結果」であるが、国語については、小学校のA問題とB問題が全国平均を下回り、中学校ではA問題、B問題とも上回った。

算数・数学については、数学のA問題で昨年度と比較して全国平均との差が小さくなっているものの、A問題、B問題とも全国平均を下回っており、課題が見られる。

初めて悉皆調査となった理科については、小学校で全国平均を下回ったものの、中学校では上回りました。

昨年度と比較すると、全国平均を下回る教科が増えているが、その差は+0.4～-2.3の範囲に収まっており、震災による厳しい学習環境の中でも、各小・中学校で児童生徒と教師が努力を重ねてきた結果、学力を維持しているものと捉えている。

各教科の詳しい調査結果については、5ページから記載しているが、昨年度との比較をグラフに表すなどしているので、後ほど御覧願いたい。

続いて、「(3) 児童生徒質問紙調査の結果」と「(4) 学校質問紙調査の結果」についてであるが、4ページの表と照らし合わせながら御覧願いたい。

まず、「(3) 児童生徒質問紙調査の結果」であるが、○の1つ目にあるとおり、小・中学生ともに、朝食を毎日食べることなど、基本的な生活習慣に関する質問に対しては、全国と比べて肯定的な回答をしている項目が多くなっている。

○の2つ目、家庭で予習・復習をしている割合は、小・中学生とも全国値を大きく上回っている。

○の3つ目、家庭学習の時間についても、小学生で全国値を上回っている。ただし、土日の家庭学習にな

ると、小・中学生ともに全国値より下回っている。

○の4つ目、長時間スマホ等を使ったり、テレビ視聴やゲーム使用の割合は、小・中学生とも全国値より低く、改善傾向が見られる。

○の5つ目、授業のはじめに目標を示されたり、授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行ったりしているとする割合は、小・中学生ともに大きく改善しており全国値に近付いている。これは授業の基本に関わることであり、昨年度から課題として様々な場面で働き掛けてきたところである。

「(4) 学校質問紙調査の結果」について、○の1つ目、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導に取り組んでいる学校の割合は、小・中学校ともに全国値より高く、特に小学校では大きく上回っている。

志教育を充実させることが、児童生徒の学習意欲を高め、学力向上にもつながることから、これからも志教育と学力向上を車の両輪と捉え、志教育を充実させていく必要があると考えている。

○の2つ目、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等の反映を行うことについては、県独自の調査を実施し研修会等で検証改善サイクルの構築について働き掛けてきたことから、小・中学校とも全国値よりも高くなっている。

課題としては、○の4つ目、教科の指導内容や指導方法に関して、近隣の小・中学校と連携を行うことについて、小・中学校とも全国値より低く課題がある。

児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査の詳しい結果については、34ページから記載しているので、後ほど御覧願いたい。

「7 今後の対応」について、各教科を見ると全国平均正答率をやや下回る教科も増えているが、正答率の向上という形では表れていないものの、児童生徒質問紙調査や学校質問紙調査では、これまで課題としていた項目で改善が見られつつある。今後、学力向上に向けて基本となる「5つの提言」を、今後も全ての学校でさらに徹底するよう働き掛けてまいる。

また、文部科学省から詳細なデータも提供されているので、宮城県検証改善委員会等で分析し、検証改善報告書として具体的な対応策をまとめて発信し、指導主事学校訪問等で支援に生かしてまいる。

課題である算数・数学の学力向上については、宮城県学力向上対策協議会が取りまとめた学力向上対策を「算数・数学ステップ・アップ5」として7月末に全ての学校の全教職員に配布しているので、今後、実践例を募集しホームページで紹介したり、動画配信等により理解を促したりするなど、実践化・自校化を促してまいる。

また、算数の得意な子ども、算数が好きな子どもを伸ばす取組として、今年から「みやぎ単元問題ライブラリー算数チャレンジ大会」を開催し、8月11日に行われた予選には、564名の子どもたちが参加した。本選は9月19日土曜日に県庁講堂で行うこととしている。

今後とも、市町村教育委員会と連携して、学力向上に向けたこれらの取組を着実に進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

別冊資料の3ページ。「(3)の児童生徒質問紙調査の結果」と「(4)の学校質問紙調査の結果」から見ると、概ねこれまでの取り組みが成果として現れていると感じた。

課題としては、ポイントとして2点あげられるのではないかとと思う。

土曜日や日曜日の学習時間が全国値より低いという点と、教科の指導内容や指導方法について、近隣の小中学校と連携を行うことについて、全国値より低いという点である。

1点目の土曜日や日曜日の学習時間については、これまでも学校現場で指導はされていると思うが、もう一歩力を入れていく必要があるのではないかとと思うし、出来る事ではないか。

2点目の近隣の学校と連携を行う事については、重要な事である。成功した事例を学校同士で共有するという事は大切であり、また、全国平均を下回っている理由を調査することも、重要であろう。

学校同士での連携について、互いに時間がなかなか取れないという事であれば、工夫

して時間をつくるという事も大事であるし、いろいろな場面での情報共有はとても重要なので、こうした部分について、今後の考え方や取組方針などがあれば伺いたい。

義務教育課長

土日の学習時間については、以前からの課題であり、県教委としては家庭学習の仕方などをホームページに掲載しているところである。以前から、みやぎ単元問題ライブラリーという問題をホームページに掲載しており、家庭にインターネット環境があれば、それをダウンロードして学習できるということも行っている。

また、宿題と授業の関連性についても提案しているところであり、特に算数、数学の学力向上対策として実施している「ステップ・アップ5」の中にも、家庭学習と授業の関連を持たせた学習の仕方等についても示しているところである。

今後とも、土日の学習時間が増えるように働きかけてまいりたいと考えている。

それから小中連携については、ほとんどの小中学校は、年に1、2回程度の授業参観等をして交流を行っているという認識している。ただし、教科の指導内容や指導方法について議論して、各々の学校で授業改善に生かしている学校は少ないと捉えている。

しかしながら、本県の課題である算数、数学の学力向上を考えた場合、小中連携をさらに進めていく必要があると考えている。また、学力だけではなく不登校でも小中連携というのは非常に大切であり、リーフレットを作成して、申し送り個票を作成するなどの啓発を行っているところである。学力向上においても、生徒指導においても小中連携は重要な事であると考えており、具体的にはこれから示すとし、前向きに検討してまいりたい。

伊藤委員

児童生徒質問紙調査結果からは、家庭で予習、復習をしている割合が全国より大幅に上回っているという事があるので、これは繋げられるのではないかと感じた。

学校質問紙調査結果からは、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導に取り組んでいる学校の割合が全国値より高くなっている。これは生きていく上では、大事な教え方であると思うので、強みとしてさらに充実して御指導いただきたい。

遠藤委員

調査結果を見ると、教科毎に「知識」と「活用」に関する問題の分析として、宮城県と全国との平均正答率が比較されている。

例えば、別冊資料5ページの(3)領域別の平均正答率を見ると、「話すこと・聞くこと」で平成27年は宮城県の49.2%に対して、全国平均は53.0%、全国との比較が-3.8%とある。昨年は、宮城県が69.5%、全国が72.4%、-2.9%となっている。経年での変化を継続して見た時に、全国の平均正答率だけを比べても、20%近く差が生じている。これは問題が難しいか易しいかによって、全国平均の正答率も変わるのだろうと思う。これらの結果から、何をもとに成績が上がったのか、下がったのかを比較していったら良いのだろうと思う。

一方、4ページの学校質問紙調査を見ると、学校では「全国調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行ったか」との設問に、ほとんどの学校が行っているという回答をしているが、指導の根拠となるデータは文科省や教育事務所から示されているのか、または、全国平均値との比較の数字だけを見て、考えているのだろうか。教育現場での指導にあたっては、自分達の弱点や長所がどこにあるのかを分析した資料があると、非常にやりやすいのではないと思う。

もう1点。知識と活用の問題について、新聞掲載された問題には、2つの長方形を重ねて対角線同士を結ぶと面積が半分になるという問題や、水溶液を作るには水がいくら、食塩がいくら必要か、どれが一番良い組み合わせかという4つの選択肢の1つを選択するというような問題が出題されていた。

知識、活用と分ける時には、はっきりと分けるのではなく、知識を確実に身につけるために、基本的な考え方を子どもが取り組みやすいように教えているのかなと思う。

対角線というのは、頂点同士を結んだ線ということだけではなく、もう少し面白い教

え方があるのではないかと思う。水溶液にしても目の前の水の中に塩や砂糖を入れると溶けてなくなる。溶けてなくなるというのはどういう事なのだろうか、そうした所まで踏み込んで、水溶液の濃度というのを子どもに教えれば、例えば5パーセントの水溶液を作る時にも、迷わないで子ども達は判断出来るのではないかと思う。

教室での授業の質について、基本的な考え方の部分を面白く取り組みやすく、理解しやすいという工夫を先生方をお願いしたいと思う。

義務教育課長

御指摘いただいた内容は、一言では説明しにくいなかなか難しい問題である。

算数、数学については、大学教授を含めた学校関係者で構成する学力向上対策協議会というのを開催して、その中で授業のあり方について検討しているところである。その中で、子ども達への学習課題の与え方が大事ではないか、実生活に基づいたものであるとか、子ども達の興味関心を高めるような学習課題の提示の仕方が大事ではないかというような御意見を伺っている。

さらに、基本的な考え方を活用しにまで発展していくためには、学び合いが必要である。様々な人の考えを聞いて、自分の考えを発表することにより考えが深まり、活用する力にもなっていくということを示したところである。

遠藤委員

是非、教室で実践が行われることに期待する。

義務教育課長

補足として、方針を示しただけではなく、現在、ステップアップ5において、実践例を募集しているところである。指導はもちろん授業の動画などを募集しており、良い実践例があれば県から配信したいと考えている。

奈須野委員

今後の対応の部分で、昨年県独自の学力学習調査を行っており、より良く利用しながら今後に生かしていくということであると思うが、学力調査活用研修会とはどのような活動をしているのか。

義務教育課

小学校と中学校の教科主任、研究主任を対象として、県調査の分析結果についてお知らせし、また全国調査の内容も分析結果を示している。連動させた検証改善サイクルが各学校で確立できるように、指導助言を行う研修会である。県からの提案だけではなく、実際に全国調査の問題を作成している国立教育政策研究所から講師を招聘し、学力向上の取組についても研修を行っている。

奈須野委員

これまでずっと行っているのか。

義務教育課長

昨年度から実施している。

奈須野委員

これからどんどん委員会が活発になって、学校と一緒に地教委、県教委と共に取り組んで行くというものである。県独自の調査と全国とで連携しながら皆で連携しあうというものであると思う。

佐竹委員

資料4ページの「児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査結果のポイント」について、「3 学習に関する関心・意欲・態度」の中で、児童生徒と学校にそれぞれ「授業のはじめの目標（めあて・ねらい）の提示」に係る設問があるが、児童の84.1%に対して、学校では98.7%が計画的に取り入れていると回答している。

また、「授業の最後における学習内容の振り返り」の設問では、児童の73.6%に対して、学校では91.8%が計画的に取り入れていると回答しており、これらの設問では児童生徒と学校の回答内容に温度差が見られる。良い方向に来ていて皆さんの努力は分かるが、子どもたちに上手く伝わっていないのではないかと。子ども達はきちんとアプローチすることで、理解していくと思う。これは理解力の差であると思う。この辺りの擦り合わせも良い研究課題になると思う。授業に生かして行けるような題材にしていきたい。

先生方は高い割合で回答していることが、子ども達に上手く受け入れられていないのは残念であり、上手く伝わっていけば子ども達の授業の理解度も変わっていくのではないかと思う。

- 義務教育課長 委員御指摘のとおり、教師と児童生徒の認識のズレは課題であると捉えている。教員には5つの提言が定着しつつあると捉えている。学校では、きちんとねらいを示して授業の振り返りを必ず実施するよう指導しているところである。しかし子ども達にはまだ浸透していないというところもあるので、ねらいやめあての示し方や学習課題の示し方についても、具体的方法について示してまいりたいと考えている。
- 参考として毎年、秋田県とも比較しているが授業のねらい、授業の振り返りについては、児童生徒の意識は全国値に近づいてきているが、秋田県とは10～20ポイントの差があるので、5つの提言を徹底させどの学校でも定着するよう働きかけてまいりたい。
- 佐竹委員 秋田県では、教えられている、覚えなければならないというような教え方をせずに、なぜだろう？ HOW TO?から入って考えさせる授業をしていると、秋田県の教育委員長から伺った。そうした授業の進め方をしているので、子ども達の取り組む姿勢も違うということなので、参考にさせていただきたい。
- もう1点、「(2) 基本的な生活習慣の具体的な例」の設問項目として、「テレビ・ビデオ・DVDをみますか」、「テレビゲームをしますか」と限定しているが、スマホなどの普及により設問項目を見直す予定等はあるのか
- 義務教育課長 今回資料としては掲載していないが、スマホの所持率は、小学生は51.7%、中学生は75.9%と年々増加傾向にある。使用割合は平成26年度から比べると若干減っている。例えば、亘理町などでは、スマホの使用時間は3年生までは午後8時まで、それ以上は午後9時までと制限している町もある。また、大河原町では青少年健全育成ということで、町を上げてスマホ使用に関してのフォーラムを開催するなど、各市町村の意識も高まってきていることから、数値が改善してきているものと考えている。
- 佐竹委員 不登校児童の半分は朝方までスマホを使用しているという調査データもあると伺った。スマホの使用は不登校などにも繋がっているということもあると思うので、こうした点にも着目していかなければならないと思う。

(2) 平成27年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

(説明者：高校教育課長)

平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから2ページと別冊である。

資料1ページを御覧願いたい。

はじめに「1の目的」について、本分析は、入学者選抜における検査問題について検討し、今後の問題作成の改善に役立てること、また、検査結果から受験者の学習状況を把握し、中学校・高等学校における学習指導の参考とするものである。

次に、「3の分析方法」について、分析に当たっては、全日制課程の受験者のうち、前期選抜では、25校200人、後期選抜では、50校400人の答案を抽出し、教科ごと、小問ごとにその状況を分析考察した。

これに加えて、調査書点をもとに上位、中位、下位の3つの成績層に分け、階層別の得点率や誤答傾向について分析を行った。

「4 分析結果」については、別冊資料の1ページを御覧願いたい。

図1のグラフは、前期選抜学力検査の、全日制課程全受験者の総点の分布を、図2～4のグラフは同じく各教科の得点分布を示したものである。

総点については、正規分布よりもやや上位に偏ったグラフとなっているが、成績中間層から上位層にかけての国語と英語の得点率が高かったことが、影響しているものと考えている。

別冊資料の24ページを御覧願いたい。

次に、後期選抜の学力検査の結果について、図1のグラフは、全日制課程全受験者の総点の分布を、25ページ、図2～6のグラフは各教科の得点分布を示したものである。

総点については、ほぼ正規分布のグラフとなっているが、前年との比較では、上位、中位、下位の各成績層ともに得点率が上がっている。設問の難易度のバランスから、特に社会、英語の平均点が前年度より高かったことが反映しているものと考えている。

また、英語については、得点分布のピークが平均点より高くなっているが、これは、設問の難易度バランスから、中間層から上位層の得点が高かったことが影響しているものと考えている。

資料1 ページを御覧願いたい。

4 (2) には、各教科の概況として、誤答例、誤答傾向や得点率・無答率等について分析し、まとめている。誤答例、誤答傾向の分析では、漢字、計算、会話表現や社会事象、自然現象等の基礎的・基本的な知識の定着はみられるものの、特に、国語では、文章を読み取り、目的や条件に応じて適切に表現する力、社会では、読み取った情報を関連づけて思考し、表現する力、数学や理科では、グラフや図から得られた情報を活用して論理的に考察し処理する力、英語では、文章の内容を正確に読み取る力に課題が見られた。

また、得点率・無答率等についての分析では、各教科共通して、記号や単語を選択して答える問題に比べ、記述により回答する問題の正答率・得点率が低く、無答率が高い傾向を示しており、今後の学習指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの育成を行うため、各教科目標に則した言語活動を適切に位置づけ、授業の構成や指導のあり方を工夫改善していく必要があると考えている。

資料2 ページを御覧願いたい。

「5 前期選抜学力検査における、観点別・成績層別正答率」であるが、これは、前期選抜の学力検査について、観点別の正答率を中学校の調査書点による成績層別に比較したものである。

国語では、各成績層ともに、知識・理解等の、基礎的・基本的な学力を問う問題、発展・応用等のその他の観点を問う問題ともに、高い正答率となっており、中学校段階における知識・理解が確実に定着している様子が窺える結果となっている。

数学・英語では、課題となっていた「その他の観点」の正答率については、改善傾向にあるが、上位層と下位層の正答率の開きが大きくなっており、特に下位層では、「知識・理解」、「その他の観点」とともに、正答率が3割から4割に留まっていることなどから、各設問ごとの誤答例、誤答傾向について詳細な分析を進め、家庭学習も含めた指導の改善に役立てていく必要があると考えている。

以上が分析結果についての報告となるが、高校入試は、中学校の教育を統括し、高等学校教育に円滑に接続させるという役割を担うとともに、「確かな学力」の定着という点においても、大きな意味を持つものと考えており、この点についても、精度を高め十分な役割を担っていけるよう、今後とも中学校と連携を取りながら、なお、一層の改善に取り組んでまいりたいと考えている。

なお、別冊資料に、各教科毎のさらに詳細な「分析結果の概要」、「問題」、「正答と配点」、「正答率、無答率、得点率」及び「出題のねらいと内容、結果の考察」について掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

高 校 教 育 課 長

資料2 ページについて補足説明する。成績層というのは、高校入試における中学校からの調査書の評定を元に、上位、中位、下位と分けている。単純に人数で上から分けているのではなく、評定の平均を基準としている。概ね4.5以上を上位層、3.5から4.5を中位層、3.5未満を下位層としている。人数割合としては上位層が約25%、中位層は約40%、下位層が約35%の配分となっている。それについて国語・数学・英語について、基礎・基本を中心とした知識理解に関する観点と、これを活用して思考する力を見る観点に分けて傾向を調査したものである。

国語については、想定の6割程度を目安としたときに上位から下位まで満遍なく6割に近い結果がでていることから、先程説明したような分析となったところである。

数学・英語については、昨年よりは改善傾向にはあるものの、本県の課題となっている特に数学における発展的な内容については、下位層では30%程度となっている。昨年は2割を切っていたが、まだまだ課題がある状況となっている。

委員長
高校教育課長
伊藤委員

各教科で上位、中位、下位は、同じ生徒の集まりということで良いか。
そのとおりである。評定は教科毎ではなく、全教科での評定平均で区分している。
本県に限ったことではないと思うが、想定していたように複数の案件を横に関連づけて、それを色々と考えながら、自分で考えた論理で解決していく点が弱くなっている。
便利になりすぎて情報が容易に入手でき、直ぐに結果が分かるということも要因の一つであると思う。

高校教育課長

課題を持った状態で高校に入学してくる生徒に対して、改善の視点から見れば、入学した各高校において課題に取り組むことも必要であるが、中学校側に対しても、こうした課題があるといった指導があっても良いのではないか。

この内容は、入学試験における結果であるので、中学校における学習活動、指導の成果がここに表れているものである。中学校の指導の改善に役立てると言うことが1つ、高校入学後にこうした状況を踏まえて、今後そこからの指導対策等に役立てていくという2つの意味合いから実施しているものである。

中学校、高校の直接の指導者にどのように伝えるかについては、一つは教育研修センターで行っている研修の中で、それぞれの教員を対象とした研修があるので、この内容について冊子を配付するだけではなく、内容を伝達しながら課題を共有していくという取組を行ってまいりたい。

遠藤委員

高等学校においても、様々な学び直しの支援の授業や、医師や教職を志す、進学を念頭においた学力向上授業などを行っている。対象となっている高校同士で連絡協議会などを必ず設け、互いに実践で学び合うことはもちろんであるが、そうした際にも担当指導主事を振り向けて、高校入試から見えてくる観点等について伝えていくような取組を今後進めてまいりたいと考えている。

資料2ページ。知識・理解等とその他の観点と分けて上位・中位・下位と比較しているが、国語の場合、上位・中位・下位とも知識・理解等とその他の観点では正答率に開きがある。一方、数学や英語では、知識・理解等とその他の観点では、正答率にほとんど開きがないように思う。全国の学力調査で求めている知識に関するA問題や活用に関するB問題とは違う観点がここに示されているのか、それとも既に中学3年生で行われた学力調査の結果が改善されて、入試の時に学力が向上したと読み取るかで、随分変わってくると思う。このデータから何を読み取れば良いのか、難しい問題であると思う。

高校教育課長

このデータからは、基礎がしっかりと身に付いている割に、応用問題が解けないとは読み取ることができないと思う。ここから中学、高校の先生が何を読み取っていくのだろうかと感じた。

数学と英語のその他の観点については、前年の結果を破線で記載している。昨年の場合、ただ今御指摘のあったとおり、基礎・基本は正答率が高くて、それに対して発展・応用はそれより低くなるといった、想定内の結果であった。

しかし今年の場合、御指摘のあったとおり基礎・基本と発展・応用の部分で正答率がほとんど変わらない正答率となっている。

これは、一つは問題の分量の中で、基礎・基本の問題と発展応用の問題がどの程度の割合で入っていたかのバランスや、また、出題の仕方として記述式か択一式であったかなど、様々な部分の兼ね合いから、今回の正答率については、数学と英語はほぼ同じ程度の割合となったと評価している。先程報告のあった中学校における学力状況調査の結果との関連については、この入試の結果だけで判断するのは難しいと考えている。

また、入試ミス、採点ミスをできるだけなくすような出題の工夫などを行った結果、トータルとして、その他の観点にあたる部分の正答率が少し高くなったということも考えられる。

遠藤委員

資料1ページの一番下。各教科共通の部分で無答率が高い傾向とあるが、これからの

学習ではアクティブラーニングなどが中心となっていくと思われる。

どのような問題で無答率が高いかについては、義務教育における学力学習状況調査についても、関連づけて分析すると、一つの傾向が見えるかも知れない。

高校教育課長

委員御指摘のとおりである。県の全体的な傾向として概要を御説明したが、成績層毎やそれぞれに応じた課題はある。この分析は全ての小問毎に検査をしているので、さらに詳細な分析、結果を踏まえた対策が必要であると考えている。

別冊資料の21ページを御覧願いたい。

詳細な分析の一部として、前期選抜における国語の分析についてであるが、問題毎に各成績層別での傾向をより具体的に示している。課題の分析だけでなく今後の指導方法についても、科目毎、設問毎に示している。現場では、これらの内容を参考にしながら、活用していただきたいと考えている。

佐竹委員

調査結果を公表するということが、何が足りなくてということが、資料と照らし併せて見ていくとよく分かる。昨年より数学や英語でも向上している。一喜一憂できないので、長い期間で状況を見ながら、改善をしていく必要があると思う。一つ一つ分析がなされているので、学校で活用していただき、今の子どもたちに何が必要かの基盤としていただきたい。子どもたちの教育改善に繋げるよう、続けていただきたい。

高校教育課長

県の責任として分析や傾向を示すことは必要であるが、学校ごとに送り出した中学校や、受け入れた高校が、どんなところにどのような傾向があるのか探っていただくことが、一番重要であると考えている。そのためにどのような情報提供ができるのが重要となってくる。入学試験問題の場合は、学力状況調査の場合と異なり、県教委で回収するので、各学校には残らないため、各学校で分析しようとしても難しい。これだけの膨大なデータがあるので、高校入試の選抜の材料として使うだけでなく、宮城県における学力向上の大きな役割になっていくものと考えている。何らかの方法で情報提供できるよう努めてまいりたい。

1.1 資料（配付のみ）

（6）平成27年度学校の校庭等における空間放射線量測定結果について

スポーツ健康課長

今回、資料配付（6）として配付している「平成27年度学校の校庭等における空間放射線量測定結果について」は、資料15ページから16ページを御覧願いたい。

昨年度までは課長報告として報告していたが、県内の約1,500施設の学校・保育所等において測定した結果、除染が必要とされる基準値を超える学校は、測定開始当初の平成23年度には10%ほど確認されたが、その後の除染や時間の経過により、平成25年度以降は、基準値を超える学校が、3年連続で全県で1校も確認されていない状況であるので、今年度から資料配付のみとさせていただくこととする。

佐竹委員

測定当初、除染が必要とされた学校の土を保管する場所がないため、近くに穴を掘って埋める対応をした学校があったと思うが、その問題は解決したのか。

スポーツ健康課長

当面の措置としては、校地内に穴を掘って袋に入れて一定の深さで保管している。

今後、新たな取扱方針が示され次第、それに従って対応いくこととなる。

佐竹委員

子どもたちの近くにそうしたものが保管されていることで、不安があると思うので、忘れることのないよう対応いただきたい。

1.2 次回教育委員会の開催日程について

委員長

次回の定例会は、平成27年10月13日（火）午後2時から開会する。

1.3 閉会 午後4時14分

平成27年10月13日

署名委員

署名委員